

京情個審答申第8号
令和4年2月9日

京都府公安委員会
委員長 森 洋一様

京都府情報公開・個人情報保護審議会
会長 山本克己

公文書部分公開決定等に係る審査請求に対する裁決について
(答申)

令和2年6月24日付け公委第652号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

第1 審議会の結論

本件事案について、実施機関が非公開とした部分のうち別表に記載の「公開とすることが妥当である部分」欄に掲げる情報を公開すべきである。実施機関のその他の判断は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 令和元年6月21日、審査請求人は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「2017年度以降の留置施設視察委員会委員に関する推薦依頼に関する文書全部」を内容とする公文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- 2 令和元年6月27日、実施機関は、条例第11条第2項の規定により公開決定等の期間を延長した上で、同年8月5日、本件請求に対応する公文書として、別紙1の「公文書の件名」欄記載の公文書（以下「対象公文書」という。）を特定し、条例第10条第1項の規定により公文書部分公開決定（以下「本件処分1」という。）を行うとともに、別紙2に記載の公文書については保有していないとして条例第10条第2項の規定により公文書非公開決定（不存在等）（以下「本件処分2」といい、本件処分1と併せて「原処分」という。）を行い、同日、審査請求人に公文書部分公開通知書及び公文書非公開決定通知書（不存在等）を送付した。
- 3 令和元年9月2日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、原処分を不服として京都府公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- 4 令和2年6月25日、諮問庁は、条例第19条第1項の規定により、京都府情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に本件審査請求に対する裁決について諮問した。

第3 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、原処分の取消しを求めるというものである。

第4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書、反論書、反論書2、反論書3及び口頭意見陳述において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

- 1 本件処分1について

(1) 本件処分 1 の不当性について

ア 京都府留置施設視察委員会委員（以下「委員」という。）に係る被推薦者（以下「被推薦者」という。）に関する情報は、条例第6条第1号の個人に関する情報と思われるが、推薦依頼先の団体名及び代表者の氏名は、個人に関する情報ではなく、これらを公開したとしても被推薦者個人を特定できることにはならない。

イ 推荐依頼先が公開されないことにより、委員の選任過程における透明性が確保されず、京都府留置施設視察委員会（以下「本件委員会」という。）の独立性確保が図れることとなる。

ウ 「依頼先の団体及び代表者の氏名が記録されている部分」を非公開とした決定は条例の適用解釈を誤った違法な処分であり、この点は福島県警察本部長が平成23年8月30日付け県サ第63号で行った公文書一部開示決定において示された答申でも明らかにされている。

エ したがって、平成31年度（令和元年度）分について、少なくとも依頼先の団体名及び代表者の氏名が記載されている部分は公開されなければならない。

(2) 推荐依頼先の団体名について

ア 本件請求に対応する公文書を公開することの意義は、委員の選任過程における透明性の確保にこそある。推薦依頼先の職種や法人の種類（「一般社団法人」や「社会福祉法人」など）が分かるのみでは、団体の性格すら推知できず、人選に関し公正性が全く担保されていない。

本件委員会は、人的、物的な要素を含め留置施設の適正な運用に資するため設けられている組織である。その目的を達成するためには、委員の選任に当たっては視察を受ける側とは一線を画した人選がなされる必要がある。留置施設が警察署内に設置されている施設であることから、委員が警察関係者であるか否かということは問題としなければならない事項である。

イ 留置施設視察委員会は、個々の留置における苦情や要請などを問題とするような組織ではないため、被留置人が委員の氏名を特定し、接触を図ろうとする動機は生じにくく、まして委員を脅迫するといった自らが犯罪を犯すリスクを冒してまで不当な要求をするとは考えられない。

本件処分 1 の理由とするところは、ほとんど起りえないような極めて希有の危惧を問題にして、委員選任の公平性・公正性の担保を犠牲にしている。本件処分 1 の理由とする可能性は、「犯罪行為」による「公平性・中立性」等の支障を問題としているが、公開された情報を悪用するには「他の情報と照合」する必要があるのであり、本件処分 1 により非公開とされた情報は、照合する一つの材料となるに過ぎない。

したがって、公開する利益の方が、非公開とする利益を上回るのであり、非公開は不适当である。

(3) 委員の任命に係る公平性・透明性について

ア 推薦依頼先の団体名を非公開とすることの問題点は、選任された人物が都道府県警関係者であるか否かということではなく、当該団体における警察関係者との関係性が明らかにされないということである。警察関係者との関係が深い団体等から委員が選任されていれば、当該人物の属性にかかわらず、委員にふさわしくないが、団体名を非公開とするのであれば、それらを推認する端緒さえないことになる。

イ 実施機関は、委員の任命に係る公平性・透明性は確保されている旨主張するが、現実には恣意的な任命が行われた事実を糊塗するものであり、具体的には2019年度の委員の任命に当たっての事実経過から、京都府警による恣意的な選任の手続がなされていると強く疑われる。

2 本件処分2について

(1) 本件請求に対応する公文書の保存期間を1年未満とすることの根拠が何ら示されていない。また、毎年同様の行為を繰り返すことが予測される行政に関する文書については、過年度の書面を踏襲しながら作成されるのが通常であることから、直近の当該書面を廃棄して存在しないというような事態は常識的にあり得ない。

このような理由（不存在等）による公文書の非公開決定は、不当な情報隠蔽であり、条例の解釈適用を誤った違法な処分である。

(2) 本当に1年未満の保存期間とされているのであれば不适当である。

第5 質問庁の説明の要旨

質問庁から提出された実施機関の弁明書、再弁明書、再々弁明書、弁明書4及び質問庁の職員による口頭説明において述べられていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

1 本件処分1について

(1) 本件処分1の妥当性について

ア 対象公文書に記録されている推薦依頼先の団体名や所属団体名及び代表者の氏名は、実施機関が委員を選任するために候補者の推薦を依頼した公私の団体であり、推薦された候補者が所属する団体である。そのため、推薦依頼先の団体名等を全部公開した場合、当該団体に対する不当な働きかけ等が予想されるなど、公正かつ円滑な人事に支障を及ぼすお

それがある。

また、選任された委員が誰なのかを知ろうとする者が、他の情報と照合することにより、推薦された候補者を特定してしまうおそれもある。

イ 審査請求人が引用している福島県警察本部長が平成23年8月30日付け県サ第63号で行った公文書一部開示決定に対する審査請求において示された答申では、第5の審査会の判断において、推薦団体名や所属団体名の特定に関し、「推薦団体名を全部開示した場合、選任された委員が誰なのかを知ろうとする者が、他の情報と照合することにより推薦された候補者を特定してしまうおそれを否定することはできない。」とし、「推薦団体名や所属団体名等が特定できない範囲において、一部を開示することが合理的であると判断する。」と答申している。

これを対象公文書に当てはめたところ、団体名においては、その職業を表す部分については、団体が特定できない範囲で公開しており、団体を表す敬称についても公開しており、同答申の内容に沿った決定であると考える。

(2) 推薦依頼先の団体名について

ア 推荐依頼先の団体名等を全部公開した場合、選任された委員が誰なのかを知ろうとする者が、他の情報と照合することにより、推薦された候補者を特定してしまうおそれを否定することができず、対象公文書においては、団体名等の職業を表す部分の一部及び団体を表す敬称についての一部を公開したものである。

イ 本件委員会は、その役割や性格から、個々の事象を問題とするような組織ではないが、だからと言って、被留置人が委員個人に対して働きかけを行わないことを保証するものではない。選任された委員の情報を知ろうとする者が、推薦された候補者を特定する可能性を否定することはできず、委員個人の権利利益を害するおそれや不当な要求を行う可能性も残る。

(3) 委員の任命に係る公平性・透明性について

ア 「京都府留置施設視察委員会に係る事務の取扱いについて（通達）」（平成29年1月10日付け例規留第1号。以下「事務取扱通達」という。）では、委員の候補者は、人格識見が高く、留置施設の運営の改善向上に熱意を有する者であって、9項目の要件を全て満たすものとなっており、その要件の中に「都道府県警察の職員又はその親族でないこと。」及び「都道府県警察の職員であった者でないこと。」が明記されている。このことから警察関係者が委員に上申されることがないことは担保されている。

イ 委員は、警察の民主的管理と政治的中立性の確保を図ることを目的とする公安委員会が上申を受け、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に關

する法律（平成17年法律第50号）第21条第1項の任命権限により、事務取扱通達に定める要件に適した者か否かを含めチェックの上、任命している。

ウ これにより、委員の任命に係る公平性・透明性は確保されているため、京都府警による恣意的な手続がなされているということはない。

2 本件処分2について

- (1) 推薦依頼先の団体等は、年によって変更される可能性があるなど流動的な要素を含むもので、いずれも委員の任命に関する意思決定の補助的な文書であり、公安委員会において任命を決定した後は保管の必要がないことから、京都府警察文書規程（平成13年本部訓令第29号）別表第8に基づき、保存期間を1年未満としている。
- (2) 委員候補者に係る上申起案文書の保存期間が3年であり、上申等に関する情報は本文書から得られるため、上申等に支障が及ばないと判断されるものであり、さらに、委員の任期も単年度であることから1年未満の保存期間で支障がないものとしている。

第6 審議会の判断理由

1 原処分に関する具体的な判断及びその理由について

(1) 本件処分1について

審査請求人は、実施機関が条例第6条第1号、第5号及び第6号を根拠に行った本件処分1は妥当でない旨を主張していることから、これらについて検討し、判断することとする。

ア 条例第6条第1号該当性について

（ア）条例第6条第1号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシーを保護するため、個人が特定され得る情報のうち、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものが記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである。

（イ）対象公文書のうち文書3から文書8まで及び文書10から文書12までに記録されている被推薦者の氏名、職業（役職等）、生年月日、年齢、住所、電話番号、勤務先、勤務先住所、勤務先電話番号、学歴、職歴及び経歴については、個人に関する情報であって、個人が特定され得るものの中、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものであるので、条例第6条第1号に該当するとして非公開とした実施機関の判断は、妥当である。

イ 条例第6条第5号該当性について

- (ア) 条例第6条第5号は、府等が行う事務事業に関する情報であって、公にすることにより、事務事業の性質上、当該又は同種の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである。
- (イ) そこで、対象公文書に記録されている依頼先の団体名、代表者の氏名、法人代表者印の印影及び文書番号について、条例第6条第5号の該当性について検討する。

実施機関は、推薦依頼先の団体名等を全部公開した場合、当該団体に対する不当な働きかけ等が予想されるなど、公正かつ円滑な人事に支障を及ぼすおそれがあるため、推薦依頼先の団体名等を非公開とする旨に加えて、警察庁通知「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律等の運用上の留意事項について」（平成19年5月31日付）において、委員会の委員の構成について「特定の範囲の年齢、性別、業種等に偏ることがないよう、必要な助言を行うようにすること。」と定められていることから、推薦依頼先団体名より、委員の職業を公開することが重要である旨を主張している。

しかし、被推薦者の職業の性質に鑑み、法律で職能団体への所属が義務付けられている場合又は義務付けられてはいないものの該当する職能団体が事実上1つに限られている場合は、被推薦者が所属する団体が推認されることから、実施機関の主張は認められず、団体名及び代表者名を公開することが妥当である。

他方、該当する職能団体が複数ある場合、被推薦者の職業が分かる範囲で当該団体の名称を公開しても、所属団体が特定されることはなきことから、実施機関の主張は一定の範囲で合理性があり、団体名の一部のみを公開することが妥当である。

また、実施機関から京都府公安委員会への委員の上申において、企業の代表取締役が推薦されており、推薦の依頼先としては、特定の業界団体や経済団体などが想定されるところ、代表者の名称が会頭である団体にも推薦依頼文を送付していること、上申において特定の職種の明示がないことからすると、推薦の依頼先は代表者の名称が会頭である商工会議所であると推認できることから、団体名のうち「商工会議所」の部分については公開すべきであるが、実施機関が主張する所属団体が特定された場合に生じるおそれのある支障を考慮すると、団体名の全てではなく一部のみを公開することが妥当である。

- (ウ) 次に、対象公文書のうち文書1から文書3までに記載のある警電番号について、条例第6条第5号の該当性について検討する。

実施機関にて用いられているこれらの情報は一般には公開されてい

ないため、公にすることにより、府の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、同号に該当するとして非公開とした実施機関の判断は妥当である。

ウ 条例第6条第6号該当性について

- (ア) 条例第6条第6号は、公にすることにより、個人の生命、身体、財産等に対する不法な侵害又は特定の構造物若しくはシステムへの不法な侵入及び破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがあるもの及びそのおそれがあるものとして実施機関の規則が定める情報が記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである。
- (イ) 対象公文書のうち文書1及び文書2に記録されている職員の氏名及び個人印の印影は、警部補以下の階級にある警察官及びこれに相当する職員の氏名等であり、個人の生命、身体、財産等に対する不法な侵害のおそれがあると認められ、京都府情報公開条例施行規則（平成13年京都府公安委員会規則第13号）第2条に規定する事項に該当するため、実施機関の判断は妥当である。
- (ウ) また、対象公文書のうち文書3から文書12までに記録されている被推薦者の氏名、職業（役職等）、住所、電話番号、勤務先等については、個人の生命、身体、財産等に対する不法な侵害のおそれがあると認められるものであるので、条例第6条第6号に該当するとして非公開とした実施機関の判断は妥当である。

(2) 本件処分2について

ア 審査請求人は、委員に関する推薦依頼に係る平成29年度分及び30年度分の文書について保存期限が1年未満であることから既に廃棄されていることに対し、不当な処分である旨を主張する。

イ 実施機関の説明によると、別紙2に記載の公文書は委員の上申に係る補助的な文書であり、京都府警察文書規程別表第8に基づき、保存期間を1年未満としていることから、保存期間が経過したものとして既に廃棄しているとのことであった。

このことについて、実施機関の説明に不合理な点はなく、また、実施機関の説明を覆し、審査請求人が主張する請求対象文書の存在を推認させるような特段の事情も認められない。

ウ したがって、請求対象文書については、不存在であると考えることが相當である。

2 結論

以上の理由から、「第1 審議会の結論」のとおり判断するものである。

なお、委員候補者に係る上申起案文書の保存期間が3年であることから、対象公文書が1年未満の保存年数で支障がない旨主張しているが、委員の上申人數以上に推薦を行っている実態を考慮すると、行政事務の透明性の観点から、対象公文書の保存期間をより長い年数に改めるべきであることを審議会の意見として申し添える。

参考

審議会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和2年 6月25日	諮詢書の受理
令和2年 7月20日	第1回審議会
令和2年 8月27日	第2回審議会
令和2年 9月16日	第3回審議会
令和2年 11月25日	第4回審議会
令和3年 2月17日	第5回審議会
令和3年 3月25日	第6回審議会
令和4年 1月12日	第7回審議会
令和4年 2月 9日	答 申

調査審議に関与した委員

京都府情報公開・個人情報保護審議会第1部会

委 員 (部会長) 山 本 克 己
委 員 野 崎 治 子
委 員 原 田 大 樹
委 員 山 舗 恵 子

別紙1

特定された公文書

略称	公文書の件名	非公開情報	非公開理由
文書1	「平成31年度京都府留置施設視察委員会委員候補者推薦の依頼文について」の起案文書（起案日：平成31年2月20日）	職員の氏名及び個人印の印影が記録されている部分	条例第6条第6号及び規則第2条
		・警電番号が記録されている部分 ・推薦依頼先の団体名及び代表者の氏名が記録されている部分	条例第6条第5号
文書2	「平成31年度京都府留置施設視察委員会委員候補者の推薦依頼について」の起案文書（起案日：平成31年4月25日）	職員の氏名及び個人印の印影が記録されている部分	条例第6条第6号及び規則第2条
		・警電番号が記録されている部分 ・推薦依頼先の団体名及び代表者の氏名が記録されている部分	条例第6条第5号
文書3	「〇〇からの『京都府留置施設視察委員会委員の推薦に関するお願い』と題する文書に対する回答案の策定等について」の起案文書（起案日：令和元年6月10日）	・警電番号が記録されている部分 ・推薦依頼先の団体名、代表者の氏名及び法人代表者印の印影が記録されている部分	条例第6条第5号
		被推薦者の氏名及び職業が記録されている部分	条例第6条第1号、第5号及び第6号
文書4	京都府留置施設視察委員会委員の推薦について（平成31年3月22日付け）	・文書番号が記録されている部分の一部 ・推薦元の団体名、代表者の氏名及び法人代表者印の印影が記録されている部分	条例第6条第5号
		被推薦者の所属団体名、役職及び氏名が記録されている部分	条例第6条第1号、第5号及び第6号
文書5	平成31年度京都府留置施設視察委員会委員候補者の推薦について（平成31年3月25日付け）	推薦元の団体名、代表者の氏名及び法人代表者印の印影が記録されている部分	条例第6条第5号
		被推薦者の役職及び氏名が記録されている部分	条例第6条第1号、第5号及び第6号
文書6	平成31年度京都府留置施設視察委員会委員の推薦について（ご回答）（平成31年	推薦元の大学名、学長の氏名及び学長印の印影が記録されている部分	条例第6条第5号

	3月26日付け)	・被推薦者の役職及び氏名が記録されている部分 ・添付の経歴書に記録された被推薦者の氏名、生年月日、年齢、職業（役職等）、自宅住所及び電話番号、勤務先住所及び電話番号、学歴並びに職歴	条例第6条第1号、第5号及び第6号
文書7	京都府留置施設視察委員会 委員候補者の推薦について (平成31年3月26日付け)	・文書番号が記録されている部分の一部 ・推薦元の団体名、代表者等の氏名及び法人代表者印の印影が記録されている部分	条例第6条第5号
		被推薦者の氏名、勤務先、勤務先住所、勤務先電話番号、役職、団体における役職歴、生年月日、自宅住所及び自宅電話番号が記録されている部分	条例第6条第1号、第5号及び第6号
文書8	京都府留置施設視察委員会 委員候補者（1名）の推薦について（回答）(平成31年3月27日付け)	推薦元の団体名、代表者の氏名及び法人代表者印の印影が記録されている部分	条例第6条第5号
		被推薦者の氏名、事務所名、事務所所在地、電話番号及びFAX番号が記録されている部分	条例第6条第1号、第5号及び第6号
文書9	京都府留置施設視察委員会 委員候補者の推薦について (令和元年5月7日付け)	被推薦者の役職及び氏名が記録されている部分	条例第6条第5号及び第6号
文書10	京都府留置施設視察委員会 委員候補者の推薦について (令和元年5月9日付け)	・文書番号が記録されている部分の一部 ・推薦元の団体名、代表者の氏名、担当部署等及び法人代表者印の印影が記録されている部分	条例第6条第5号
		・被推薦者の所属団体名、役職及び氏名が記録されている部分 ・添付の経歴書に記録された被推薦者の氏名、生年月日、年齢、職業（役職等）、自宅住所、勤務先住所及び電話番号並びに経歴	条例第6条第1号、第5号及び第6号
文書11	京都府留置施設視察委員会 委員の推薦について（令和	・文書番号が記録されている部分の一部	条例第6条第5号

	元年5月9日付け)	・推薦元の団体名、代表者の氏名及び法人代表者印の印影が記録されている部分	
		・被推薦者の所属団体名、役職及び氏名が記録されている部分 ・添付の経歴書に記録された被推薦者の氏名、生年月日、年齢、職業（役職等）、自宅住所及び電話番号、勤務先住所及び電話番号並びに経歴	条例第6条第1号、第5号及び第6号
文書12	京都府留置施設視察委員会 委員候補者の推薦について (令和元年5月15日付け)	・文書番号が記録されている部分の一部 ・推薦元の団体名、代表者の氏名及び法人代表者印の印影が記録されている部分	条例第6条第5号
		・被推薦者の所属団体名、役職及び氏名が記録されている部分 ・添付の経歴書に記録された被推薦者の氏名、生年月日、年齢、職業（役職等）、自宅住所及び電話番号、勤務先住所及び電話番号並びに経歴	条例第6条第1号、第5号及び第6号

注1 「規則」とは京都府情報公開条例施行規則（平成13年京都府公安委員会規則第13号）をいう。

注2 文書3の「〇〇」は非公開とされた箇所である。

別紙2

保有していないとされた公文書

平成29年及び平成30年の留置施設視察委員会委員に関する推薦依頼に関する文書

別表

略称	公文書の件名	公開とすることが妥当である部分
文書 1	「平成31年度京都府留置施設視察委員会委員候補者推薦の依頼文について」の起案文書（起案日：平成31年2月20日）	<ul style="list-style-type: none"> ・伺い文中推薦依頼先の団体名の一部 (2行目17文字目から30文字目、40文字目、3行目1文字目から3文字目、14文字目から18文字目) ・一部の推薦依頼文中の宛先の全部又は一部及び代表者氏名 (1枚目 宛先及び代表者氏名 2枚目 宛先及び代表者氏名 4枚目 宛先4文字目から7文字目 5枚目 宛先4文字目から8文字目 7枚目 宛先及び代表者氏名)
文書 2	「平成31年度京都府留置施設視察委員会委員候補者の推薦依頼について」の起案文書（起案日：平成31年4月25日）	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の推薦依頼文中の宛先の全部又は一部及び代表者氏名 (1枚目 宛先11文字目から17文字目 2枚目 宛先及び代表者氏名 3枚目 宛先及び代表者氏名 4枚目 宛先及び代表者氏名)
文書 3	「〇〇からの『京都府留置施設視察委員会委員の推薦に関するお願い』と題する文書に対する回答案の策定等について」の起案文書（起案日：令和元年6月10日）	<ul style="list-style-type: none"> ・推薦依頼先団体名及び代表者氏名 ・被推薦者の職業
文書 4	京都府留置施設視察委員会委員の推薦について（平成31年3月22日付け）	<ul style="list-style-type: none"> ・推薦団体名及び代表者氏名 ・文書番号欄
文書 5	平成31年度京都府留置施設視察委員会委員候補者の推薦について（平成31年3月25日付け）	<ul style="list-style-type: none"> ・推薦団体名4文字目から7文字目 ・被推薦者の職名
文書 6	平成31年度京都府留置施設視察委員会委員の推薦について（ご回答）（平成31年3月26日付け）	<ul style="list-style-type: none"> ・担当部署名 ・被推薦者の職名 ・経歴書中の職業欄の一部（被推薦者の職名） ・経歴書中の職場住所欄の一部（担当部署名） ・経歴書中職歴欄の一部（被推薦者の職名及び現職である旨）
文書 7	京都府留置施設視察委員会委員候補者の推薦について（平成31年3月26日付け）	<ul style="list-style-type: none"> ・推薦依頼先からの回答文の一部 1枚目 推荐団体名の一部（「商工会議所」の文言） 2枚目 推荐団体名の一部（「商工会議所」の文言）、本文2行目の一部（「商工会議所」の文言）、「記」以下の勤務先の法人形態、勤務先での役職名及び5行目1文字目から3文字目）

文書8	京都府留置施設視察委員会 委員候補者（1名）の推薦 について（回答）（平成31 年3月27日付け）	・推薦団体名及び代表者氏名
文書9	京都府留置施設視察委員会 委員候補者の推薦について (令和元年5月7日付け)	一
文書10	京都府留置施設視察委員会 委員候補者の推薦について (令和元年5月9日付け)	<ul style="list-style-type: none"> ・推薦依頼先からの回答文の差し出し団体名11文字目から17文字目 ・推薦依頼先からの回答文「記」以下の17文字目から23文字目 ・経歴書中の職業欄の一部（推薦団体名の一部） ・経歴書中の職場住所欄の一部（推薦団体名の一部） ・経歴書中の経歴欄の一部（推薦団体名の一部）
文書11	京都府留置施設視察委員会 委員の推薦について（令和 元年5月9日付け）	<ul style="list-style-type: none"> ・文書番号欄 ・推薦団体名及び代表者氏名 ・被推薦者の経歴書中の職業欄
文書12	京都府留置施設視察委員会 委員候補者の推薦について (令和元年5月15日付け)	<ul style="list-style-type: none"> ・文書番号欄 ・推薦団体名及び代表者氏名 ・被推薦者の経歴書中の職業欄の一部（1行目） ・経歴書中のその他欄の職種

注1 文書3の公文書の件名における「〇〇」は非公開とされた箇所である。